

ID: 228

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第13条(第16条第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和51年条例第30号		
【根拠条文】 (特別の設備等の承認) 第13条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (管理の代行等) 第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、会館の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。 2 前項の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 第3条に規定する事業に関する業務 (2) 会館の使用の許可(第5条に規定する目的外使用の許可を除く。)に関する業務 (3) 会館の設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の運営又は維持管理上市長が特に必要であると認める業務 3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合の第2条第2項、第3条第5号、第3条の2第3項、第6条、第8条及び第13条の規定の適用については、第2条第2項、第6条、第8条及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第5号中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得た」と、第3条の2第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日